

宮城県公報

宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

訓 令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

告 示

○県営土地改良事業計画の縦覧（二件）

○県営土地改良事業変更計画の縦覧

○洪水浸水想定区域の指定

○昭和三十三年宮城県告示第百十号（水防警報を行う河川の指定）の一部

改正

○都市計画変更の図書の写しの縦覧

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基

づく指定自立支援医療機関の指定

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

指定自立支援医療機関の指定の辞退

公安委員会

○臨時適性検査医師の指定

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第十八号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年五月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

ページ

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一水産林政部長の水産業振興課に係る専決事項の項に次の一号を加える。

十二 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第七十九号）第七条の

規定による勧告及び命令

同表水産業振興課長の専決事項の項に次の二号を加える。

十六 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の施行に関する次のこと。

イ 特定第一種水産動植物の採補の事業を行う者に係る届出の受理及び当該届出に係る番号の通

知（第三条）

ロ 特定第一種水産動植物等取扱事業者に係る届出の受理（第八条）

ハ 報告の徴収及び物件の提出の要求並びに立入検査及び質問（第十二条）

ニ 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の施行の日の六月前の日から同法の施

行の日の前日までの間において、同法第三条第一項の規定の例により行われた届出の受理及び

同法第三条第二項の規定の例による当該届出に係る番号の通知（附則第三条）

十七 特定第一種水産動植物の採補の事業を行う者に係る届出の受理及び当該届出に係る番号の通

知に係る報告（特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第十三条第二項の規定によ

り都道府県が処理する事務に関する政令（令和三年政令第十八号）第三項）

附 則

この訓令は、令和四年十二月一日から施行する。ただし、別表第一水産業振興課長の専決事項の項

第十六号の改正規定（同号ニに係る部分に限る。）は、令和四年六月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第四百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営月崎・清水地区

土地改良事業（区画整理事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の

日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和四年五月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

令和四年五月三十一日から令和四年六月二十八日まで

三 縦覧場所

色麻町役場及び加美町役場

○宮城県告示第四百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営小野田東部地区土地改良事業（区画整理事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和四年五月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

令和四年五月三十一日から令和四年六月二十八日まで

三 縦覧場所

加美町役場

○宮城県告示第四百二十六号

県営限東地区土地改良事業（農業用排水施設整備事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和四年五月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和四年五月三十一日から令和四年六月二十八日まで

三 縦覧場所

角田市役所

○宮城県告示第四百二十七号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項の規定により、次のとおり洪水浸水想定区域を指定したので、同条第四項の規定により告示する。

令和四年五月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

河川 の名称	洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続期間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深	指定年月日
高田川	次の図面のとおり	令和四年五月三十一日
平家川	〃	〃
森の川	〃	〃
大太郎川	〃	〃
児捨川	〃	〃
天津沢川	〃	〃
坪沼川	〃	〃
支倉川	〃	〃
沢戸川	〃	〃
追波沢川	〃	〃
皿貝川	〃	〃
西沢川	〃	〃
馬鞍川	〃	〃
中島川	〃	〃
大江堀川	〃	〃

大沢川	〃	〃
羽沢川	〃	〃
斥候川	〃	〃
恩田川	〃	〃
大関川	〃	〃
水戸辺川	〃	〃
折立川	〃	〃
西戸川	〃	〃
水尻川	〃	〃
八幡川	〃	〃
新井田川	〃	〃
伊里前川	〃	〃
面瀬川	〃	〃

〔次の図面〕は、省略し、宮城県土木部河川課及び関係土木事務所に備え置いて、縦覧に供する。
 ○宮城県告示第四百二十八号

昭和三十三年宮城県告示第百十号（水防警報を行う河川の指定）の一部を次のように改正し、令和四年六月一日から施行する。

令和四年五月三十一日

表増田川の項の次に次のように加える。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

川内沢川	左岸	名取市沖の橋から川内沢川放水路分派点まで
	右岸	

川内沢川 放水路	左岸	川内沢川分派点から増田川合流点まで
	右岸	

表高城川の項の次に次のように加える。

鶴田川	左岸	黒川郡大郷町宮下橋から宮城県松島町幡谷吉田川伏越呑口まで
	右岸	

○宮城県告示第四百二十九号

岩沼市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和四年五月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画下水道

2 名称

岩沼市流域関連公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和四年五月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 病院・診療所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日

加藤小児科内科医院	白石市大手町三番一三号	令和四年五月一日
-----------	-------------	----------

二 薬局

名称	所在地	指定年月日
仙台調剤薬局 利府店	宮城郡利府町中央二丁目七番地二二	令和四年五月一日
カメイ調剤薬局 船岡店	柴田郡柴田町船岡新栄三丁目四三一九	令和四年五月一日
クスリのアオキ古川駅前薬局	大崎市古川駅東二丁目四番三五号	令和四年五月一日
クスリのアオキ古川稲葉薬局	大崎市古川稲葉三丁目七番六号	令和四年五月一日

三 訪問看護事業者等

名称	所在地	指定年月日
やまと訪問看護ステーション	登米市迫町佐沼字南元丁七二番地	令和四年五月一日
訪問看護ステーションまごころ園	石巻市住吉町一丁目九一三	令和四年五月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次のとおり精神通院医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和四年五月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

薬局

名称	所在地	辞退年月日
サミー調剤薬局	名取市手倉田字堰根七〇一	令和四年四月十五日

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第59号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第102条及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）

第29条の3の規定に基づき臨時適性検査医師を次のとおり指定し、令和4年6月1日から施行する。

令和4年5月31日

宮城県公安委員会委員長 山口 哲男

病 気 等	住 所	氏 名
てんかん	大崎市古川穂波三丁目8-1	清水 洋
てんかん	柴田郡大河原町字西38-1	加 藤 量 広